

岐阜市民病院で使用する電気の調達（一般競争入札）に係る質疑について
 一般競争入札にあたり、質疑がありましたので、以下のとおり回答いたします。

件 名		岐阜市民病院で使用する電気
番号	質 問	回 答
1	現在の電力供給会社を教えてください。	エフビットコミュニケーションズ株式会社です。
2	入札書に記載する日付は作成日でしょうか。	郵送で入札される場合、日付は作成日として下さい。ただし、参加資格通知日以降でお願いします。 入札当日に参加される場合は、入札日として下さい。
3	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	力率100%で問題ありません。
4	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することができません。ご了承いただけますか。	問題ありません。

5	<p>弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
6	<p>契約施設が開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力での契約となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
7	<p>契約施設の今現在の契約電力と2019年10月～2020年9月の1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。</p>	<p>仕様書 別紙1に記載の予定契約電力が、令和2年9月時点の契約電力及び2019年10月～2020年9月の1年間の最大需要電力の実績値です。</p>
8	<p>供給期間中に契約電力の変更の予定はありますでしょうか。</p>	<p>現時点で契約電力の変更予定はありません。</p>

9	<p>落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。</p>	<p>落札後に新たに契約する業者に対しては、入札実施後、手続きに必要な情報を開示いたします。</p>
10	<p>入札金額算定書の基本料金小計Aについて、最大で小数点第4位まで端数が発生する可能性がございますが、表示が第2位までとなっており実際の数値と表示される数値に相違が生じてしまいます。</p> <p>こちらはそのまま使用しても宜しいでしょうか。</p>	<p>様式第6 入札金額算定書は、ホームページ上のエクセル形式のとおり使用してください。</p>
11	<p>契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>現時点で電力の契約に影響する工事の予定はありません。</p>
12	<p>一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。</p>	<p>電気需給契約書第10条第2項のとおりとします。単に地域の一般送配電事業者が値上げした場合においては、この規定に当たらないと判断します。</p>

1 3	<p>供給開始時に契約電力の変更を行う場合、現在の契約電力を教えてください。</p>	<p>仕様書 別紙 1 に記載の予定契約電力が、令和2年9月時点の契約電力です。</p>
1 4	<p>一般送配電事業者（ネットワークサービスセンター）から開札以降に切替手続きをしても間に合うことの確約を書面でいただいておりますか。</p> <p>上記の契約電力変更がある場合も含めて確約をいただいておりますか。</p> <p>万が一供給開始が間に合わない場合、ペナルティ等がございますか。</p>	<p>書面では確約をいただいておりますが、本案件の標準的準備期間は、1か月でよいと考えております。</p>
1 5	<p>弊社が落札した場合、切り替え手続きに必要な資料提示を、切り替えに間に合うように早急にご協力いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。ただし、決裁等の事務処理期間をいただきます。</p>
1 6	<p>切り替え時に工事が必要な場合、切替に必要な日数が不足する可能性がございます。切替が間に合わない、もしくは切替は間に合うが、同時同量のデータ（30分値）が取れない期間が発生する場合がございますがご了承いただけますか。</p>	<p>本案件の標準的準備期間は、1か月でよいと考えております。</p>

17	<p>請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。</p>	<p>請求書は書面にて提出をお願いします。</p>
18	<p>検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。</p>	<p>問題ありません。</p>
19	<p>(権利義務の譲渡等) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。</p> <p>『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する場合はこの限りではない。』</p>	<p>契約書の内容を変更又は追加することはできません。権利義務の譲渡等については、契約書第2条に基づき、あらかじめ発注者の承認を得た場合のみとしています。</p>
20	<p>電気需給契約書の条文に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>要綱の内容を確認の上、差し支えないと判断したものについては、別途協議書を締結することは可能です。</p>

21	電気料金をお支払いいただく際、納付書による入金または銀行口座から引き落としでも対応いただけますでしょうか。	協議により、納付書による入金は対応できますが、口座引き落としについては行っておりません。
----	---	--